

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 平成26年度施行 庁舎周辺整備基本計画検討業務
- 2 履行期間 自 平成26年 7月 1日
至 平成26年 11月30日
- 3 委託金額 ￥2,538,000-
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥188,000-)
- 4 契約保証金 免除

上記業務について、委託者(契約担当者) 山中湖村長 高村 文教 を甲とし、受託者 有限会社イー・エー・ユー 代表 崎谷 浩一郎 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の平成26年度施行 庁舎周辺整備基本計画検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)をもって、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(委託業務の調査等)

第3条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第5条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第7条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第10条第2項の委託金の支払が遅れた場合には、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

(委託金額の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

(違約金)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、甲が契約を解除したときは、乙は、委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

平成26年 月 日

委託者

山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
山中湖村
山中湖村長 高村 文教

受託者

東京都文京区本郷6-16-3
有限会社 イー・エー・ユー
崎谷 浩一郎

1. 目的

本仕様書は、山中湖村役場庁舎周辺について、敷地全体の整備基本方針、施設配置ならびにデザイン方針を検討することを主たる目的とした業務委託の仕様を定めるものである。

2. 委託業務の内容

(1) 現地調査および敷地周辺情報の整理

- 1) 地域の歴史的背景や対象地周辺の変遷、旧道・たて道との関係性等の整理
- 2) 敷地周辺現況の確認（利用状況の整理、課題点の抽出など）
- 3) 実施設計に向けた諸条件の整理（敷地条件、施設規模等）

(2) 庁舎周辺全体についての整備基本方針の検討

上記の地域特性や立地条件に加え、隣接する庁舎改修計画や他のまちづくり関連計画等を踏まえた、整備基本方針・全体コンセプトの検討

(3) 各空間のデザイン検討を含めた基本計画案の検討

- 1) 交通施設（駐車マス、出入路、バス乗降場、横断歩道等）の規模・配置検討
- 2) 歩行空間およびオープンスペースのデザイン検討
- 3) 建築物（トイレおよび待合所）の必要機能・規模の確認および配置検討
- 4) 交差点周辺のスタディ模型作成

(4) 先行整備範囲の検討

基本計画案に対し、様々な条件や評価項目（整備効果、実現性、予算規模）に基づく先行整備範囲の検討

(5) 図面および資料作成等

- 1) 詳細設計に向けた条件整理、整備基本方針、施設配置ならびにデザイン方針を示す図面等の作成
- 2) 住民や関係機関との協議等への参加・資料作成等

3. 山中湖村が行う支援

山中湖村が所有する図面、設計書及び各種資料について、業務を委託する期間において、これを無償で提供するものとする。また山中湖村は、受託者が行う各種調査および交通施設・建築物の検討について、技術的なサポート体制を築くものとする。

4. 委託工期

平成26年11月30日までとする。なお、山中湖村が必要に応じて求める進捗状況について、受託者は速やかに報告する義務を負うものとする。

5. 委託料

中間の成果品の納品があった場合、受託者の請求に基づき、山中湖村は既納部分に対する代価の10分の8を支払うことができるものとする。

6. 成果品

- 1) 基本計画検討書は、A4又はA3版に製本し、2部を提出するものとする。
- 2) 図面類はA3版で作成する。
- 3) 前2号のほか、検討・打合せ資料の作成データをPDF形式で納品する。
- 4) 上記に定めのないイメージスケッチ及び模型等については、任意の形式で納品する。

7. その他

本委託業務の実施にあたっては、山中湖村における、まちづくりのアドバイザーとしての位置付けである東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 中井祐教授と情報共有を図るとともに、継続的に議論を行う中で、本事業の成果に反映させることとする。

その他、本仕様書に掲載していない点は、山中湖村デザイン戦略会議（仮称）と協議の上、決定するものとする。

以上

① ② ③

文書番号 山湖 発 第 号 収		起案 平成 26 年 11 月 4 日			類 目 .	付 記 .
					保存種別	永年 10. 5. 1.
収受 平成 年 月 日		完結 平成 年 月 日			公印 使用 承認	発送
決 裁 区 分	村 長	副村長	浄 書	校 合	施行上の特別取扱	
主 務 合 議 先	統 括	次 長	課 長	課長補佐	係 長	課 員
	起 案 者	所 属 企 画 ま ち づ くり 課 吉 田 健 司				
	総務課長	観光課長	安全経営管理課	教育課長		
	財政係長					
<p>庁舎周辺整備基本計画検討業務の変更契約について（伺い）</p> <p>標記契約について、当初履行期間を11月30日までとしておりましたが、検討を すすめる中で、規制等各種法令の調整および庁内各課との十分な調整が必要である ため、別紙のとおり委託期間の延長について変更契約してもよろしいか伺います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>委託業務：庁舎周辺整備基本計画検討業務</p> <p>委託期間：平成26年11月30日までを平成27年3月31日までに変更</p> <p>変更理由：各種法令の調整および庁内各課との十分な協議・調整のため</p>						

山 中 湖 村

業 務 委 託 変 更 契 約 書

1. 委託業務名称 平成26年度施行 庁舎周辺整備基本計画検討業務
2. 委託期間（変更） 平成26年7月1日から平成27年3月31日
3. 委託場所 山中湖村内
4. 委託額（変更なし） ￥2,538,000－
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥188,000－）
5. 変更事由
- （1）委託期間 上記のとおり変更
- （2）業務内容 別紙仕様書のとおり変更

上記の業務について、平成26年4月1日締結した業務委託内容の一部を上記のとおり変更し、この契約を証するため、本書2通を作成し、双方押印の上各自1通を保有する。

平成26年 月 日

発注者（甲） 住所 山梨県南都留郡山中湖村山中 237-1
氏名 山中湖村長 高 村 文 教

受注者（乙） 住所
氏名

1. 目的

本仕様書は、山中湖村役場庁舎周辺について、敷地全体の整備基本方針、施設配置ならびにデザイン方針を検討することを主たる目的とした業務委託の仕様を定めるものである。

2. 委託業務の内容

(1) 現地調査および敷地周辺情報の整理

- 1) 地域の歴史的背景や対象地周辺の変遷、旧道・たて道との関係性等の整理
- 2) 敷地周辺現況の確認（利用状況の整理、課題点の抽出など）
- 3) 実施設計に向けた諸条件の整理（敷地条件、施設規模等）

(2) 庁舎周辺全体についての整備基本方針の検討

上記の地域特性や立地条件に加え、隣接する庁舎改修計画や他のまちづくり関連計画等を踏まえた、整備基本方針・全体コンセプトの検討

(3) 各空間のデザイン検討を含めた基本計画案の検討

- 1) 交通施設（駐車マス、出入路、バス乗降場、横断歩道等）の規模・配置検討
- 2) 歩行空間およびオープンスペースのデザイン検討
- 3) 建築物（トイレおよび待合所）の必要機能・規模の確認および配置検討
- 4) 交差点周辺のスタディ模型作成

(4) 先行整備範囲の検討

基本計画案に対し、様々な条件や評価項目（整備効果、実現性、予算規模）に基づく先行整備範囲の検討

(5) 図面および資料作成等

- 1) 詳細設計に向けた条件整理、整備基本方針、施設配置ならびにデザイン方針を示す図面等の作成
- 2) 住民や関係機関との協議等への参加・資料作成等
- 3) 自然公園法関連窓口との協議ならびに資料作成 【追加】
- 4) 庁内関係課との調整 【追加】

3. 山中湖村が行う支援

山中湖村が所有する図面、設計書及び各種資料について、業務を委託する期間において、これを無償で提供するものとする。また山中湖村は、受託者が行う各種調査および交通施設・建築物の検討について、技術的なサポート体制を築くものとする。

4. 委託工期 【変更】

平成27年3月31日までとする。なお、山中湖村が必要に応じて求める進捗状況について、受託者は速やかに報告する義務を負うものとする。

5. 委託料

中間の成果品の納品があった場合、受託者の請求に基づき、山中湖村は既納部分に対する代価の10分の8を支払うことができるものとする。

6. 成果品

- 1) 基本計画検討書は、A4又はA3版に製本し、2部を提出するものとする。
- 2) 図面類はA3版で作成する。
- 3) 前2号のほか、検討・打合せ資料の作成データをPDF形式で納品する。
- 4) 上記に定めのないイメージスケッチ及び模型等については、任意の形式で納品する。

7. その他

本委託業務の実施にあたっては、山中湖村における、まちづくりのアドバイザーとしての位置付けである東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 中井祐教授と情報共有を図るとともに、継続的に議論を行う中で、本事業の成果に反映させることとする。

その他、本仕様書に掲載していない点は、山中湖村デザイン戦略会議（仮称）と協議の上、決定するものとする。

以上

【平成26年度施行 庁舎周辺整備基本計画検討業務】業務スケジュール（契約変更後）

項目	平成26年度										H27年度				備考		
	H26.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H27.1	2	3	4	5		6	7~
(1)調査および敷地周辺情報整理							多住型										
(2)全体基本方針の検討						基本方針の検討											
(3)基本計画案の検討						基本計画案の検討											
(4)先行整備範囲の検討						先行整備範囲の検討											
(5)図面および資料作成、関係機関協議						関係機関協議											
						★ 庁内関係協議	★ 県協議	★ 市内エアリング									
□ 報告書作成																	報告書作成
□ 協議						★ 初回	★ 第2回	★ 第3回	★ 第4回	★ 最終							
デザイン監理																	要検討
実施設計																	要検討
工事																	要検討
議会(予算ないし補正予算申請)																	
デザイン戦略会議との調整																	デザイン戦略会議

本業務

※参考 関連業務

【平成26年度施行 庁舎周辺整備基本計画検討業務】業務スケジュール

項目	平成26年度												H27年度			備考	
	H26.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H27.1	2	3	4	5	6		7~
(1)調査および敷地周辺情報整理				条件確認													
(2)全体基本方針の検討				基本方針の検討													
(3)基本計画案の検討				基本計画案の検討													
(4)先行整備範囲の検討				先行整備範囲の検討													
(5)図面および資料作成、関係機関協議				住民おおよび関係機関協議 住民意見交換	住民おおよび関係機関協議 住民意見交換	図面作成											
□ 報告書作成						報告書作成											
□ 協議			★ 初回		★ 中間		★ 最終										
デザイン監理																	
実施設計																	
工事															★		工事開始
議会(予算ないし補正予算申請)																	
デザイン戦略会議との調整																	

※参考 関連業務

詳細設計の発注者とやりとりし、基本計画成果を踏まえたデザインコントロールを行う

詳細デザイン監理

★ (建築設計業者指名プロポーザル)

★ 報告・広域の詳細設計

★ 図面作成、数量算出

★ 協議、発注中間

★ 工事発注

★ 工事開始

★ 設計・監理業務の完了

★ 設計・監理業務の完了

★ WG

★ WG

御見積書

山中湖村 企画まちづくり課 御中

業務名：平成26年度施行 山中湖村まちづくりに関する全体事業計画アデバイス業務

業務場所：山梨県山中湖村

工期：平成26年7月9日～平成27年3月31日

納品：ご指定

以下の通り御見積致します。

金額 (円) **¥972,000(うち消費税¥72,000)**



項目	単価	数量	単位	金額 (円)	備考
A. 作業費(諸経費込)					
1. 諸条件の整理	¥120,240	1	式	¥120,240	
2. 事業計画に関する基本方針の検討	¥200,400	1	式	¥200,400	アデバイスザーとの検討会議月に2回程度(2×9カ月-3=計15回)を想定
3. 村・関係課との協議	¥100,200	1	式	¥100,200	村役場における協議：計3回程度を想定
4. 協議記録、関連資料の作成	¥120,240	1	式	¥120,240	
	減額			¥-7,080	
			小計1	¥534,000	
B. 直接経費					
・アデバイスザー謝金(交通費含む)	-	1	式	¥300,000	○検討会議：15,000×15回=225,000 ○村役場関係課との協議：25,000×3回=75,000
・旅費交通費その他	-	1	式	¥66,000	○東京-山中湖 鉄道運賃：3回×1人×往復¥5,000=¥15,000 ○レンタカーおおよび燃料費：3回×¥12,000=¥36,000 ・その他雑費：¥15,000
			小計2	¥366,000	
税抜き合計				¥900,000	小計1+小計2
消費税8%				¥72,000	
税込み合計				¥972,000	
備考					

随意契約理由書

課 名 企画まちづくり課

1. 件 名

「 まちづくりに関する事業計画検討業務 」

2. 金 額

¥ 972,000-

3. 理 由

- ㊦. 不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入に使用するため必要な物品の売り払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適さないもの

理由（まちづくりの取り組みの内、特に3地区交差点周辺整備については、各種法令および関係機関との調整・協議が必要となる。交差点周辺整備を迅速かつ円滑に推進するため、関係法令の手続き、体制づくり、事業の進め方等の村の事業計画について、専門家から助言が必要となり、各種専門家の紹介および専門家からの助言等のとりまとめ業務を発注することになったが、この業務については、交差点周辺整備の基本計画・基本設計業務を依頼している(有)イー・エー・ユーにお願いすることが、業務の円滑な進行に有益であると判断し、設定するものである。）

- イ. 緊急の必要により競争入札に付することができないもの
- ウ. 競争入札に付することが不利と認められるもの
- エ. 価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるもの
- オ. 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
- カ. 入札者が契約を締結しないもの

① ② ③

文書番号 山湖 発 第 号 収		起案 平成26年 7月 9日		類 目 :		付 記 :	
				保存種別		永年 10. 5. 1.	
收受 平成 年 月 日		完結 平成 年 月 日		公印 使用 承認		発送	
決 裁 区 分	村 長		副村長		浄 書	校 合	
主 務 合 議 先	統 括	次 長	課 長	課長補佐	係 長	課 員	起 案 者
							所属 企画まちづくり課 吉田 健司
総務課長 財政係長 安全経営管理課							
まちづくりに関する事業計画検討業務委託について (伺い)							
標記契約について、別紙内容のとおり契約してもよろしいか伺います。							
記							
委託業務：山中湖村まちづくりに関する事業計画検討業務							
契 約 額：972,000円を上限とする実績払い							

山 中 湖 村

委 託 契 約 書

- 1 委託業務の名称 山中湖村まちづくりに関する事業計画検討業務
- 2 履行期間 自 平成26年 月 日
至 平成27年 3月31日
- 3 委託金額 ￥972,000-を上限とする実績払い
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥72,000-)
- 4 契約保証金 免除

上記業務について、委託者(契約担当者) 山中湖村長 高村 文教 を甲とし、受託者 有限会社イー・エー・ユー 代表 崎谷 浩一郎 を乙とし、次の条項により委託契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、別添の山中湖村まちづくりに関する事業計画検討業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)に基づき頭書の委託金額(以下「委託金額」という。)を上限とし、頭書の履行期間(以下「履行期間」という。)内に、頭書の委託業務(以下「委託業務」という。)を信義に従って誠実に履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第2条 乙は、本契約により生ずる権利又は義務の全部又は一部を、甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し又は継承させてはならない。

(委託業務の調査等)

第3条 甲は、必要がある場合には、乙に対して委託業務の処理状況につき、調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

第4条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(期限の延長)

第5条 乙は、その責めに帰することができない理由により、履行期間までに委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なく、その理由を付して履行期間の延長を求めることができる。

2 甲は、前項の請求があったときは、事実を調査し、やむを得ない理由があると認めるときは、履行期間を延長するものとする。

(損害の負担)

第6条 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第7条 甲は、乙が、履行期間内に委託業務を完了することができない場合は、委託金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第10条第2項の委託金の支払が遅れた場合には、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.3パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、その旨を書面により速やかに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した後、引渡書により引渡しを受けるものとする。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は、甲の指定した期間内に補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。この場合において、前項の期間は、甲が乙から補正完了の通知を受けた日から起算するものとする。

(委託金額の支払)

第9条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、所定の手続に従って委託金額の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払うものとする。

(違約金)

第10条 乙の責めに帰すべき理由により、甲が契約を解除したときは、乙は、委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期間までに納付しなければならない。

(契約外の事項)

第11条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

平成26年 月 日

委託者

山梨県南都留郡山中湖村山中237-1
山中湖村
山中湖村長 高村 文教

受託者

東京都文京区本郷6-16-3
有限会社 イー・エー・ユー
崎谷 浩一郎

1. 目的

本仕様書は、山中湖村のまちづくりを円滑に推進するため、村の事業計画（関係法令の手続き、体制づくり、事業の進め方等）に対し、専門家からの意見聴取を行いながら適切な提案・助言を行うことを主たる目的とした業務委託の仕様を定めるものである。

2. 委託業務の内容

山中湖村のまちづくりの円滑な推進に向け、主に以下の作業を行うこととする。

- (1) まちづくりの取り組みの中で発生する様々な課題に対し、関連事業を含めた状況の確認および村役場の意向を確認するとともに、課題点について整理する。
- (2) 課題の内容に応じて専門家との検討会議を開き、課題解決に向けた適切な提案・助言をとりまとめる。
- (3) 必要に応じて専門家を村へ派遣して村役場関係課との協議を行い、適切な提案・助言を行う。

3. 山中湖村が行う支援

山中湖村が所有する図面、設計書及び各種資料について、業務を委託する期間において、これを無償で提供するものとする。また山中湖村は、受託者が行う各種調査および検討について、技術的なサポート体制を築くものとする。

4. 委託工期

平成27年3月31日までとする。なお、山中湖村が必要に応じて求める進捗状況について、受託者は速やかに報告する義務を負うものとする。

5. 委託料

委託料の取り扱いについては、専門家への意見聴取および村への派遣の実績に基づき支払うものとする。また、これらに伴う事務等の諸経費についても同様の取り扱いとする。

専門家への謝金の取扱いは、意見聴取については、1回につき15,000円、村への派遣については、1回につき25,000円とする（いずれも源泉徴収税額を含む）。また、村への派遣の際には、交通費を実費により請求することができる。

中間の業務報告書の納品があった場合、受託者の請求に基づき、山中湖村は既納部分に対する代価を支払うことができるものとする。

6. 成果品

- 1) 業務報告書は、A4又はA3版に製本し、2部を提出するものとする。
- 2) 図面類はA3版で作成する。
- 3) 前2号のほか、検討・打合せ資料の作成データをPDF形式で納品する。
- 4) 上記に定めのないイメージスケッチ及び模型等については、任意の形式で納品する。

7. その他

本委託業務の実施にあたっては、山中湖村における、まちづくりのアドバイザーとしての位置付けである東京大学大学院工学系研究科 社会基盤学専攻 中井祐教授と情報共有を図るとともに、継続的に議論を行う中で、本事業の成果に反映させることとする。

その他、本仕様書に掲載していない点は、山中湖村デザイン戦略会議（仮称）と協議の上、決定するものとする。

以上